

事 務 連 絡  
令 和 3 年 2 月 17 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症（変異株）の積極的疫学調査について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症において、英国で報告された変異株、南アフリカで報告された変異株及び英国と南アフリカ共和国で報告された変異株を共通の変異を認める変異株（以下、「変異株」という。）が海外で増加しており、日本においても症例報告がなされています。変異株に感染した者の疫学的な実態は未だ分からないことが多く、疫学的情報（属性、重症度、感染経路等）を集積し、対策に繋げていくことが必要であるため、以下の疫学調査を国立感染症研究所が実施しますのでご承知おき下さい。なお、本調査は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条の規定に基づく積極的疫学調査に基づき実施するものであるため患者本人の同意取得は不要です。

#### 記

令和2年12月以降の検疫所で新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった者（変異株例1例に対し、年齢層/性別/渡航地域などをマッチさせた非変異株症1例）が対象で、その者が症状悪化等で入院を要した場合に、国立感染症研究所が入院した医療機関に対して調査を行います。

国立感染症研究所が貴保健所の管轄する医療機関に連絡させていただきますのでご承知ください。

#### 【調査の照会・医療機関からの調査シート提出先】

国立感染症研究所感染症疫学センター第2室 土橋・高橋

メールアドレス：[Case-CoVID19@nih.go.jp](mailto:Case-CoVID19@nih.go.jp)

TEL：03-5285-1111

**【担当】**

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
戦略班 岡、岩佐、水際班 扇屋、小谷

**TEL: 03-3595-2326**